

# 平成23年度検査実施方針及び 最近の検査指摘事例等について

証券取引等監視委員会事務局 証券検査課 特別検査官 五十嵐俊樹

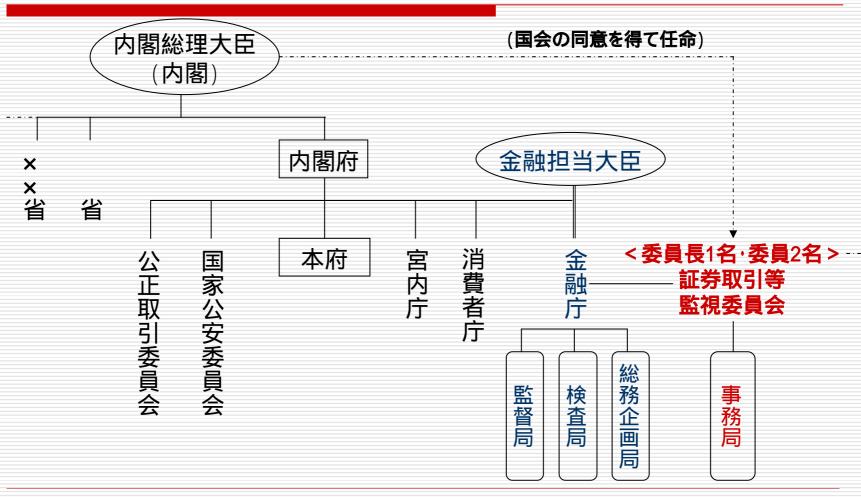


# 目次

国の行政機構における証券監視委·····P3
証券監視委の組織 ······P4
証券監視委の活動概要 ······P5
証券検査の基本的な枠組み ······P6
<b>検査実施方針(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>
金融商品取引業者等向け監督方針の改訂 ・・・・・・・P10 ~ 投資信託の勧誘・説明態勢等~
最近の検査指摘事例(登録金融機関)・・・・・・・・・・P11 ~証券監視委ホームページより登録金融機関対象分を抜粋~



### 国の行政機構における証券監視委



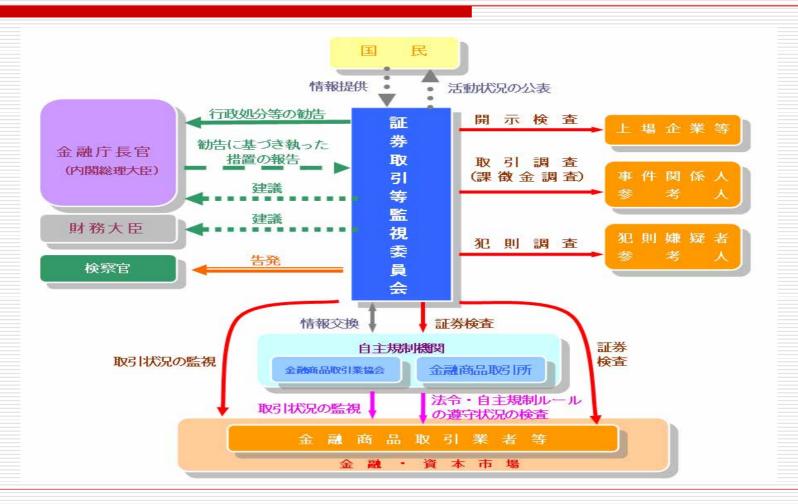


# 証券監視委の組織





# 証券監視委の活動概要





# 証券検査の基本的な枠組み

#### 証券検査に関する基本指針

- ✓検査官の心構え
- √検査の目的と方法、手続き等を規定

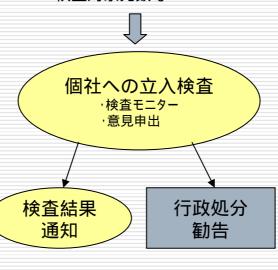
# 金融商品取引業者等検査マニュアル

- ✓検査の着眼点等を整理した検査官用 の手引書
- ✓「金融商品取引業者等のあるべき姿」 を示し、これを踏まえた検証用の確認 項目を記載

証券検査に関する「よくある質問」(FAQ)

毎年度の 『証券検査基本方針』 『証券検査基本計画』

- ✓毎年度の重点検証分野
- ✓検査対象先数等



#### 検査における主な指摘事項

✓四半期毎に更新

#### 最近の証券検査における 指摘事項に係る留意点

✓上記の指摘事項の中から留意点等を説明

#### 金融庁長官等への建議

- ✓市場の実態を踏まえてルール整備 が適切に行われるよう
- ✓検査等の結果に基づき
- ✓取引の公正の確保又は投資者保護等のために必要と認められる施策を 建議

(注) は公表

毎年度の『証券取引等監視委員会の活動状況』(1年分の実績をとりまとめ)



# 検査実施方針(抄) 1/3

### 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

その一つとして実効性のある検査の実施のため、以下のような検証等を行う。

検査において業務運営上の問題が認められた場合には、その背後にある内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める。

内部管理態勢等の検証においては、態勢整備に関し、経営陣をはじめとした組織的な関与及び取組みがなされているかどうかに留意する。

検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める。

内部管理態勢等の整備に責任を有する経営陣との意見交換により、問題点等に対する経営陣の認識を確認し、自主的な改善努力を促す。



# 検査実施方針(抄)2/3

### 重点検証分野

登録金融機関としての市場仲介機能や内部管理態勢等に関して、以下のような点について検証を行う。

反社会的勢力への対応状況

情報収集等により反社会的勢力との取引を未然に防止する態勢の整備に努めているか? 本人確認及び疑わしい取引の届出に係る履行状況

- ・口座開設時やなりすましの疑いがある場合等において適切に本人確認が行われているか?
- ・疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢の構築がされているか? 内部管理態勢等
- ・法令等遵守態勢や内部管理態勢の適切性が確保されているか? システムリスク管理態勢
- ・誤発注防止のための対応、障害発生時の対応、情報セキュリティ管理及び外部委託管理を含め、リスクの顕在化の予防に向けたシステムリスク管理態勢の適切性・実効性が確保されているか?
- ・システムリスク管理態勢の整備に関して経営陣が適切に関与しているか?



# 検査実施方針(抄)3/3

### 重点検証分野

投資者保護及び誠実かつ公正な営業姿勢を確保する観点から、登録金融機関において、適切な投資勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。

適合性の原則の観点からの検証

顧客の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして不適当な勧誘が行われていないか? 投信販売時等における説明状況

投資信託の販売や解約(乗換えを含む)に際し、損益、手数料、信託報酬をはじめとする費用等、 顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について、適切な説明がなされているか? 広告表示の状況

投資家が接する機会の多い広告に関し、投資効果、市場要因、注文成立状況等について誤解を生ぜしめるべき表示等を行っていないか?

苦情処理態勢

投資者保護上重要となる苦情処理態勢の整備を行っているか?



### 金商業者等向け監督方針の改訂(投資信託の勧誘・説明態勢等)

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」では、監督に当たっての重点項目を明確化するため、事務年度毎に監督方針を策定・公表することとしている。

昨年(平成22年11月25日)、事務年度の途中で平成22年度の監督方針を改訂。顧客保護と利便性の向上のための勧誘・説明態勢等として以下を追加。

海外(新興国)の株式・債券を対象としたファンドや通貨選択型ファンド、毎月分配型ファンドなどの 投資信託の販売に当たって、各々商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、

投資信託の販売や解約に際し、損益や販売・解約に当たっての手数料、信託報酬をはじめとする 費用等、顧客の投資判断に影響を及ぼす重要な事項について適切な説明が行われているか、 等について重点的に検証する。

平成23年度の監督方針(平成23年8月26日)において、・のほか以下のを追加。 これらの投資信託の販売・勧誘等における説明において、例えば、リスク、手数料や分配金の特性等についてわかりやす〈記載した資料(交付目論見書等)を作成し投資者に提供するなど、顧客目線に立った取組みが行われているか等について重点的に検証する。



## 最近の検査指摘事例(登録金融機関)

事例1 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行って いない状況

事例2 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況

事例3 個人データに係る管理態勢の不備

事例4 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に 講じられていないと認められる状況

事例5 事故等の該当性を検証する態勢が整備されていない状況



### 事例1 投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について 説明を行っていない状況

#### 【指摘事項】

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた。

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている 状況を看過しているなど、当社において、投資信託の乗換勧誘について十分な牽 制機能が果たされているとは認められなかった。

#### 【関係条文等】

金商法第40条第2号に基づく金商業等府令第123条第1項第9号



### 事例2 顧客の計算に属する金銭について分別管理を行って いない状況

#### 【指摘事項】

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではな〈「その他負債」としての管理やオンバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた。

#### 【関係条文等】

金商法第43条の2第2項



### 事例3 個人データに係る管理態勢の不備

#### 【指摘事項】

当社においては、個人情報の管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の 定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客 カード等、個人情報を記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録され ていない状況が認められた。

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた。



### 事例4 優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が 適切に講じられていないと認められる状況

### 【指摘事項】

当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用するおそれがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた。

当社においては、投資信託を販売する場合、対面取引を行う与信先及びその代表者、又は与信先個人事業主のみを、優先的地位の濫用の観点からの事前協議を行う必要がある顧客としていることから、営業員は、融資交渉の主たる窓口となっている代表者の親族に対し、同法人に対する融資協議中であることを認識していながら、優越的地位濫用の観点からの検証を行うことなく投資信託を販売している事例が認められた。



### 事例5 事故等の該当性を検証する態勢が整備されて いない状況

#### 【指摘事例】

当社における投資信託販売業務に関し、投資信託の申込書に記載された注文受付時間から判断すると当日中の注文執行が可能であったと考えられるにもかかわらず、翌営業日以降の発注扱いとなっているものが散見された。

しかしながら、当社においては、当該理由を疎明できる記録が全くなく、発注の 適正性が検証できない状況となっているとともに、当社の過失等によるものかどう かの確認など、金商法第39条第3項に基づく金商業等府令第118条に規定する 事故や法令違反行為の該当性について、検討を全く行っておらず、実際に顧客に 損失を及ぼしているものも認められた。



# 終わりに

# ご清聴ありがとうございました。

証券検査に関する情報や本日ご紹介できなかった 指摘事例等については、証券取引等監視委員会の HPで公開しておりますので、参考にして〈ださい。

http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm